



○ はじめに

一 人権とはなにか

◎江戸時代と現代と人間とどちらが幸福か

◎人権は近代市民社会のルールとして作られた
○フランス革命（一七八九年）

市民によって社会を作る

市民ひとりひとりがお互いに平等であるという約束事として権利が発生した。

◎国家と人権の関係について

○市民社会をコントロールするために国家は必要である。

権利を委託集中させる



国家権力

国家がしてはいけないことを規定する。



憲法

憲法は国家の人権侵害に対する歯止めであり、そこに憲法上の権利規定が存在する。

○人権を守るのは

国家及びそれに準ずるもの

である。



個人ではない。

◎日本では国民に市民社会の一員であるという自覚が少ない



人権教育が必要

☆市民の人権を護るのは国家とその代弁者の義務である

☆人間は平等には生まれない。だから平等にしていくな責任が国家にはある

【資料】八月二十六日フランス国民議会議決

● Déclaration des droits de l'homme et du citoyen (人間と市民の権利の宣言)

国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の権利に対する無知、忘却、または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。この宣言が、社会全体のすべての構成員に絶えず示され、かれらの権利と義務を不断に想起させるように。立法権および執行権の行為が、すべての政治制度の目的とつねに比較されうることで一層尊重されるように。市民の要求が、以後、簡潔で争いの余地のない原理に基づくことによつて、つねに憲法の維持と万人の幸福に向かうように。こうして、国民議会は、最高存在の前に、かつ、その庇護のもとに、人および市民の以下の諸権利を承認し、宣言する。

第一条(自由・権利の平等)

人は、自由、かつ、権利において平等なものであるとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。

二 「同和」教育について

◎吉和中学差別事件(一九五二年)

◎福岡市長選挙差別事件(一九五六年)

今日も机にあの子がない

三 道徳教育と人権教育

◎道徳教育と人権教育は似ている

- ・「じじい」の問題として思っている
- ・教師が大切だと思っている価値を子どもに伝えたい
- ・その価値は正しいと信じている

○しかし、両者の距離は遠かった(理由は何だろうか?)

よく似ている

◎修身科

○「修身科」と命名したのは福澤諭吉一派である

言葉は漢籍からとったが内容は西洋から持ち込んだ。狙いは近代国家である日本国民に必要な道德のことだ。つまり、市民社会・国家で生きる作法を学ぶことだった。

○その後の修身科の位置

明治十二年 「教学大旨」における德育重視

明治十三年 「改正教育令」における修身科重視

明治二十年 德育論争

明治二十三年 教育勅語渙発

明治三十七年 修身教科書の国定化

国家総動員体制と戦争と修身科

○戦後教育改革と道德教育

- ・修身科の停止と再生の方向

米国教育使節団より教育刷新委員会と戦後教育制度の構築
文部省に於ける公民科教育刷新委員会の答申



☆修身は必要である

☆修身は公民科に一本化されるべきだ

★新しい教科の「社会科」が道德教育を担う

【資料】公民科教育刷新委員会（昭和二十年十一月一日設置）の方針

●公民科教育刷新委員会答申（昭和二十年十二月）

道德ハ元来社会ニ於ケル個人ノ道德ナルガ故ニ、「修身」ハ公民的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ツテ修身ハ「公民」ト一本タルベキモノデアリ、両者ヲ統合シテ「公民」科力確立サルベキデアル。

『国民学校公民科教師用書』（昭和二十一年八月）

●修身教育はいま新しい出発をしなければならないことになったのである。しかし、この新しい出発は、このやうな事情を機会として、求められてゐるのだとはいへ、さらに一さう根本的な意味をもつてゐるといはなければならぬ。たとへこんな事情がなくても、もはやこれまでの修身教育は、深く反省して改革しなければならない時になつてゐたといふことは、だれでも、これを認めることができる。

●今日のわが国の情勢は、一日でもこの教育（修身教育）をしないで放つておくことを許さないものがある。そこで新らしくこれまでの修身教育に代つて、これからやつてゆかうとする公民科教育を、できるだけはやく始めることを目ざして、その参考に本書をつくつてその教育への指針を供することとした。

●たとへば、これまでの修身教育は、とかく上から道徳を押しつけるやうな命令的な傾きが多かつたし、同時に何でも児童や生徒を一まとめにしてひとつのことを型のごとく教へるといつたところ多かつた。そのために児童や生徒は受身になつて自分で進んでやうとする心持が少なくなつてしまつたし、また一人一人の心の底までしみ込んでゆくといつたことが忘れられるやうな趣きが少なくなつた。命令されれば型の如くには動くが自分から進んで判断して動くことをしない。全体一まとめの時の動きには従ふが、一人一人で生活するときはどうもしつかりしないといった傾きが多く見られた。

【資料】米国使節団報告書の修身科についての意見（『米国教育使節団報告書』）

●日本の教育では独立した地位を占め、かつ従来は服従心の助長に向けられて来た修身は、今までとは異つた解釈が下され、自由な国民生活の各分野に行きわたるようになつてはならぬ。平等を促す礼儀作法・民主政治の協調精神および日常生活における理想的技術精神、これらは、皆広義の修身である。これらは、民主的学校の各種の計画および諸活動の中に発展させ、かつ実行されなくてはならない。

●新しい教育の目的を達成するためには、つめこみ主義、画一主義および忠孝のような上長への服従に重点を置く教授法は改められ、各自に思考の独立・個性の発展および民主的公民としての権利と責任とを、助長するようにすべきである。例えば、修身の教授は、口頭の教訓によるよりも、むしろ学校および社会の実際の場合における経験から得られる教訓によって行われるべきである。

【資料】学習指導要領試案（昭和二十二年）

（二）この社会科は、従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会科という名をつけたというのではない。社会科は、今日のわが国民の生活から見て社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。ただ、この目的を達成するには、これまでの修身・公民・地理・歴史などの教科の内容を融合して、一体として学ばれなくてはならないので（学習指導要領社会科編参照）それらの教科に代わって、社会科が設けられたわけである。

○天野貞祐文相の発言

修身科のような教科が必要だ 後に『国民実践要領』を執筆
祝日には日の丸を掲げ君が代を斉唱しよう

文部省と日教組の対立が始まる
独立を機にアメリカとの関係が変わる

道徳教育は全教科で行うことが文部
省も確認した

※天野貞祐筆禍事件（昭和十二年）

天野貞祐著『道理の感覚』における「筆禍」

①「一般に修身教科書を用ゐて様々な徳目を解明し、日常の心得を教へ、さらに解明を具体的ならしめんとして偉れた人々の言行を模範として述べてゐる。教へ方によつてはこれも確かに徳育に資するであらう。然しそれらは何れも徳行の方式を教へるに過ぎない。」

「偉人の模範や徳目の解明やを学ぶのは言はば水に入らずして水泳の型を習ふに等しい。」

「修身の授業が却つて偽善的心術を育成することになる」

②「生徒が修身教科書を通じて様々な徳目、様々な有徳的言行を限りなく学ぶことには、生徒の道徳的感覚を鈍らす危険がありさうに考へられる。断えず道徳の話聞いてゐると道徳に対する新鮮な感情を失ふ恐れがある。それどころではない。教へ方によつては生徒の反抗心を挑発することさへもありうる。」

③「修身科担当者として修身は自己独占のことの如く思はしめ、他の学科の担当者をして修身は全然自己と無関係のことの如く思はせる点において成立する。」

●然らばわが国の教育は如何なる状態に在るかといふに、其処には一つの根本的欠陥が存して右の条件を充すことが出来ない。欠陥とは教育が眞の独立性を有しないことである。わが国の教育は第一に軍事教練（或は軍事教官）に由つて甚だしい束縛を受けてゐる。人は誰でも特に反省しない限り自分の受けた教育を最も良きものの如く考へ易い。幼年学校出身の軍事教官が幼年校の教育法を最上のものの如く考へても人情の自然であらう。然し中等学校の教育と幼年学校教育との間には本質的な相違が存せねばならぬ。

偽善者を育てる

生徒の道徳的感
覚を鈍らす
生徒の反抗心を
挑発する

修身科は他教科と無
関係になる

四 人権・「同和」教育の課題

◎天野貞祐の提起した課題は生きている

価値観を教え込むやり方はやめよう

全教科で行う、教科を横断して行う

子どもの実感に結びついた教材と教授法が必要である

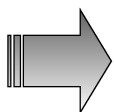
子どもたちの生育する環境すべてが人権教育の教材であり、道徳教育の教材である



Hidden Curriculum

義務教育の目的は
この国で生きていく
人間を育てること

◎リアリティの欠落した教育内容が学力の低下と人権・「同和」教育の不毛を生む



一、クラスの人間関係をつくっておく

二、どの教科も現在の自分に結びつく視点が必要

三、歴史全体の流れが一貫した歴史授業をつくる

【資料】子どもの権利条約（抜粋）

第二二条（言いたいことは言ってい）

一 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

二 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第二三条（どんなふうにして言ってもいい）

一 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若

しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

二 一の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第十四条（何を考えてもいい）

一 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

二 締約国は、児童が一の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

三 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他者の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第十五条（集まるのは勝手だ）

一 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める
二 一の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他者の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

二八条（教育は権利だ）

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能でありかつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

二 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

三 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及

び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第二九条（先生、それでいいと？）

一 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

（a） 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

（b） 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること

（c） 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

（d） すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

（e） 自然環境の尊重を育成すること。

二 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、一に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第三一条（子どもが遊ぶのは権利）

一 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

二 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

